

## Q &amp; A 島根県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金

No	事業区分	照会事項	回答
1	共通	事業の対象期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日に執行した経費が対象となります。
2	共通	交付申請書の提出時期	実施要綱別記6の事業については令和3年8月31日（火）まで、その他の事業については交付申請は各事業毎に随時受け付け（最終令和4年1月末予定）、交付決定を行います。交付決定後、患者発生状況等により事業費が増加する場合は、変更交付申請を受け付けます。なお、事業実施前にあらかじめご相談ください。
3	別記1 新型コロナウイルス感染症患者対応に伴う医療従事者の宿泊施設確保事業	どのような場合が補助の対象となるか	<p>新型コロナウイルス感染症患者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき当該患者を入院させるに当たって患者対応に伴い深夜勤務となる医療従事者の宿泊施設確保等</p> <p>医療従事者が新型コロナウイルス感染症患者の対応のため基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等</p> <p>職員がその日宿泊するホテルを医療機関が準備し室料を医療機関が支払う場合。医療機関がホテルの部屋をあらかじめ借り上げ（必要最低限の日数とする）、医療機関が室料を支払った場合。</p> <p>ウィークリーマンション、職員用宿舍の活用も対象となる場合があります。ご相談ください。</p> <p>領収書等の書類で医療機関が支払ったことが確認出来ることを原則とします。</p>

No	事業区分	照会事項	回答
4	別記2 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者の派遣体制確保事業  別記3 新型コロナウイルスに感染した医師に代わり診療を行う医師の派遣体制確保事業  別記4 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	どのような経費が補助の対象か	派遣元が派遣した医師に払う人件費は対象外であり、旅費、保険料等、派遣することにより派遣元に発生するかかりまし経費を対象に、派遣元に補助することとなります。 また、派遣先が派遣された医療チームに係る経費を支払う場合は、当該経費に係る派遣元の収入分を差し引いて補助することとなります。 なお、いずれの事業も県の調整に基づき派遣された場合が対象となりますので、あらかじめご相談ください
5	別記5 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業	「休業等」の例	新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより、医療機関の全部の休業、入院業務の休止、外来業務の休止、入院病棟の一部休棟、新規入院の休止、外来の一部閉鎖を行った場合です。(厚生労働省発出「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A」参照)
6		「休業等」をしたことを証する書類	休業等を周知した案内文書やチラシなど休業等の事実、期間が具体的にわかるものを提出してください。
7	別記6 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	実施要綱の「多言語の看板や電子掲示板等」の例	院内の患者誘導等に用いられる看板や必要な静止画、動画、音声等を表示できるディスプレイ、タブレット端末、スピーカー等とこれらに有線・無線接続するコンピューター等の周辺設備や設置経費などが対象となります。
8		翻訳ソフトを搭載し窓口等に配備する端末等は対象か	対象として差し支えない。
9		院内感染防止上必要な情報を提供するため多言語翻訳機を整備した場合、対象か	対象として差し支えない。